平成２４年（フ）第１６７号
茨城県かすみがうら市牛渡5513―１　ほびき園、住民票上の住所茨城県かすみがうら市牛渡5513番地１
債務者　安田　明美
１　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１６８号
茨城県土浦市小松１丁目８番20号　つくしコーポ205
債務者　橋本恵美子
１　決定年月日時　平成24年８月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１７２号
茨城県土浦市木田余東台１丁目18番10号　マイステージ18番館101
債務者　小田切博志
１　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１７７号
茨城県土浦市都和２丁目２番11―402号　県営都和アパート
債務者　吉野栄一郎
１　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１２１号
茨城県古河市中田2075番地73
債務者　増山　尚子（旧姓和田）
１　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１３０号
茨城県坂東市岩井4955番地９　小林マンション203号
債務者　杉田　　陽
１　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１３７号
茨城県筑西市下中山546番地２、前住所茨城県筑西市羽方1355番地５
債務者　相澤　修二
１　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１６５号
茨城県古河市諸川570番地３
債務者　久保　久美
１　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１６６号
茨城県古河市諸川2042番地１　アヴァタージ105号室
債務者　靏見　実苗（旧姓木村）
１　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２４４号
滋賀県栗東市御園623番地８
債務者　田嶋　久子
１　決定年月日時　平成24年８月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８８号
滋賀県湖南市石部南４丁目９番２―１号
債務者　綾　　昭子
１　決定年月日時　平成24年８月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９２号
大津市美空町２番７―204、住民票上の住所滋賀県湖南市近江台１丁目８番25号
債務者　松本　綾子
１　決定年月日時　平成24年８月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９７号
大津市荒川５番地の５　カネボウ琵琶湖アーバンプラザ305号
債務者　新道　忠孝
１　決定年月日時　平成24年８月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１３号
滋賀県東近江市幸町１番18号　くじら館２号棟102号室、前住所滋賀県東近江市宮川町688番地397
債務者　伊藤　常吉
１　決定年月日時　平成24年８月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１２８号
滋賀県東近江市妙法寺町836番地２　フォレストインサイドⅢ201号室
債務者　浜崎　　愛
１　決定年月日時　平成24年８月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第２６０号
兵庫県尼崎市椎堂１丁目15番25号
債務者　岡田　和則
１　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４３４号
兵庫県尼崎市水堂町２丁目３番19号
債務者　伊藤　京子（旧姓菅田・姉崎）
１　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係